

# 開發行為等下水道施設指導基準

令和4年12月

小金井市環境部下水道課

# 目次

## 第1章 管布設工

### 1 管きよの配置、構造及び材質

## 第2章 マンホール設置工

### 1 配置

### 2 種類及び構造

### 3 既設人孔の蓋替え

## 第3章 副管設置工

### 1 副管設置基準

## 第4章 汚水柵（合流、汚水）及び雨水公柵設置工

### 1 設置位置

### 2 形状及び用途

### 3 取付管の設置

### 4 既設管・公柵（汚水、合流、雨水柵）の措置

## 第1章 管布設工

### 1 管きよの配置、構造及び材質

(1) 管きよの土被りは、1.2m以上を原則とする。(宅地内の排水が可能となる汚水枿の深さが確保できることが、前提)

また、占用位置については、合流区域においては道路中心、分流区域においては、雨水管・汚水管は道路中心付近とする。

(2) 管きよの種類は、原則として塩ビ管とし、マンホール継手(人孔取付部の可とう化)を設置する。

なお、管径については、最低 $\phi 250\text{ mm}$ 。(合流管または雨水管)を使用し、汚水管(分流区域)の最低管径は $\phi 200\text{ mm}$ とする。

また、管布設勾配については、流速が $1.2\sim 1.6\text{ m/sec}$ 確保できるような勾配にする。

(例： $\phi 250\text{ mm}$ .だと、 $i = 5.0\sim 10.0\%$ )

ただし、急勾配の場所では、多数の段差マンホールが必要となり不経済である。このような場所に限っては、経済性を重視し、実流速が $3.0\text{ m/sec}$ を超えない範囲で縦断計画を行い、協議すること。

(3) 既設マンホールへ接続する場合は、斜壁への接続は不可、直壁及び躯体部分と接続すること。ただし、削孔部は目地部から $30\text{ cm}$ の残り代を確保し、管きよ同士の離隔を内側で $10\text{ cm}$ 以上確保すること。

## 第2章 マンホール設置工

### 1 配置

(1) 下水道管きよの起点及び方向、勾配、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管きよの会合箇所並びに維持管理上必要な箇所に設ける。

(2) マンホールは管きよの直線部において、 $\phi 300\text{mm}$ .以下の場合、最大設置間隔は50m（ただし、清掃車が進入できない場所については、30m）とする。

(3) マンホール内における上流管底と下流管底との最小段差は、2cm確保する。

(4) 下水道管きよを段差接合する場合、最大落差は、原則として1.5mとする。それを超える場合には中間人孔を設ける。

なお、污水管及び合流管に設けるマンホールについては、落差が60cm以上の場合は副管を設けるものとする。（\*副管の設置基準については、第3章に記載）

(5) 既設下水道管（内径600mm以下）との会合点には、原則として割り込み人孔を設置すること。（人孔の形状・規格については後述）

(6) 既設下水道管との会合点で、既設下水道管が内径600mm.超であり、かつ割り込み人孔深が4.0m以上、接続予定管内径250mm.の場合は割り込み人孔を省略できる。

ただし、既設下水道管との接続支管は、可とう仕様とする。

## 2 種類及び構造

(1) マンホールの種類、形状及び使用区分は、下記による。

名称	形状寸法	用途
組立1号	内径90cm	管径500mm.以下の直線部中間並びに 管径400mm.以下の合流点、屈曲点
組立2号	内径120cm	管径800mm.以下の直線部中間並びに 管径500mm.以下の合流点、屈曲点

なお、下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール（内径30cm）の設置条件は下記のとおり。

ア 内径250mm.以下の硬質塩化ビニル管の起点や中間（起点や中間に設置する場合など連続設置は不可）

イ 埋設物が輻輳している場合で、内径200mm.以下の会合点。ただし、曲がり角度や流入角度については、維持管理に支障が出ない範囲とすること。

### (2) 鋳鉄製マンホール蓋

原則として、φ600mm.（T-14）を使用。車道幅員5.5mを超える車道、重車両の通行が想定される場所については、T-25の蓋を使用するか協議すること。

## 3 既設人孔の蓋替え

舗装復旧範囲内にある既設人孔が、旧人孔蓋の場合は、図面に記載し、交換について協議すること。（市にて、蓋・受枠を支給）

## 第3章 副管設置工

### 1 副管設置基準

- (1) 副管は、上・下流管の落差が60cm以上となる場合設置する。
- (2) 雨水管は、原則として副管は設置しないが、落差1.5m以上は洗掘防止対策として設置する。
- (3) 副管構造は、原則として内副管とする。内副管を設置する場合は、省スペース型の内副管継手の採用等で維持管理に支障がないようにすること。

## 第4章 汚水枡（合流、汚水）及び雨水公枡設置工

### 1 設置位置

- (1) 汚水枡（合流、汚水）及び雨水公枡は、原則として1宅地あたり1個とし、設置場所は官民境界の民地側（境界より枡縁まで30cm程度）に設置する。また、宅地内からの流入については、インバート接合とし、通常の維持管理ができるようにすること。

また、化粧蓋については、維持管理に支障が出るため認められない。

### 2 形状及び用途

- (1) 汚水枡（合流、汚水）は硬質塩化ビニル製小型枡とし、枡の深さ1.5mまでは内径20cm（円形）、取付管径150mmとする。また1.5mを超える場合は内径30cm（円形）、取付管径150mmを使用する。深さが2.0mを超える場合は別途協議すること。

(2) 雨水公柵については、汚水柵に準ずる構造とし、硬質塩化ビニル製小型柵、深さ 1.0m以下、内径 20 cm (円形)、取付管径 150 mmとする。なお、蓋については「うすい」表記とする。また、上流宅地内雨水柵に 15 cm以上の泥ダメをつけて土砂を除去した上で流下させる。

(3) 駐車場等車両の出入りがある場合は、堅固で耐久性のある蓋を使用する。

### 3 取付管の設置

(1) 取付管の口径は 150 mmとし、塩ビ管を標準とする。

ただし、排水面積が広く排水流量が  $\phi$  150 mmを超える場合は口径 200 mmとする。

(2) 取付管を  $\phi$  600 mm以上の下水道本管に取り付ける場合は原則として、支管を接合剤で接着するとともにアンカーボルトにて 4 隅を固定する。(その外の場合は番線にて補助する。)

(3) 取付管の本管への取り付けは、標準構造図(別紙参照)によるものとする。なお、削孔間隔は取付管 150 mmでは、1.0 m以上離すこと。

(4) 起点マンホールへの取り付けは、最大 3 箇所までを原則とする。(インバート接合が前提)

小型マンホールの場合は最大 2 箇所とする。(インバート接合)

(5) 取付管の勾配は原則として 10%以上とする。

### 4 既設管・公柵(汚水、合流、雨水柵)の措置

(1) 開発区域内等の関係する部分にある既設公柵については、再使用するもの以外は撤去すること。また、既設の取付管が陶管

の場合は、取付管の根元から撤去し、閉塞を行うか、新設・更生すること。ただし、現場条件により撤去が難しい場合などは別途協議すること。

(2) 既設雨水柵（L形溝用集水柵）については、官民等境界に沿って再設置するものとする。

この際、移設距離が5 c mを超える場合は底版塊からの再設置が必要となる。

＊ ＊この基準に、より難しい場合は別途協議するものとする。